

新ジョブ・カード制度

京都府地域推進計画

平成 27 年 10 月 23 日

平成 28 年 10 月 5 日改訂

平成 29 年 10 月 26 日改訂

平成 30 年 11 月 8 日改訂

令和元年 10 月 31 日改訂

令和 2 年 11 月 24 日改訂

京都府地域ジョブ・カード運営本部

新ジョブ・カード制度に係る地域推進計画

第1 計画の概要

1 計画の基本的考え方

ジョブ・カード制度は、平成23年4月に策定された「新全国推進基本計画」等により求職者と求人企業とのマッチングや実践的な職業能力の習得を促進し、安定的な雇用への移行等を促進することを目的に、その推進を図ってきたところである。

しかし、日本再興戦略改定2014（平成26年6月24日閣議決定）等において、ジョブ・カード制度を学生段階から職業生活を通じて活用できるよう、抜本的に見直すなどとされたところである。

これらを踏まえて、平成27年10月からは、個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を一層促進するため、ジョブ・カードを、生涯を通じて活用するキャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして活用するものに見直すことなどを内容とした「新ジョブ・カード制度推進基本計画」により、本制度の普及促進を図ることとしたところである。

本計画は、上記計画に基づき、京都府における新ジョブ・カード制度の普及促進を図るための計画である。

なお、本計画は、必要に応じて、見直すこととする。

2 計画期間

平成27年10月から平成32年末

3 京都府の目標

個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進するため、新ジョブ・カードが、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担う労働市場インフラとして、活用されることを目指して、下記を目標とする。

ア ジョブ・カード取得者数を2020年（令和2年）までに57,187人にすること。

（注1）令和元年度（令和2年3月末）までのジョブ・カード取得者数は53,388人であり、目標達成には令和2年4月から12月末までに3,799人の取得が必要である。

（注2）ジョブ・カード取得者数は、見直し前のジョブ・カード取得者数と新ジョブ・カードによる新規の取得者（見直し前のジョブ・カード取得者を除く。）の合計数とする。

また、令和2年度のジョブ・カード取得者数を6,600人以上とすること。

イ 新たなジョブ・カードの取得が自らの職業能力の向上などに貢献するとした者の割合を7割以上とすること。

ウ より多くの者が、就職活動の際、具体的な訓練及び実務経験の成果を評価した職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート等を活用することが重要であることから、当該シート等を有し就職活動を行う者のうち、当該シート等を応募書類として活用した者の割合は79%を超えることを目標とする。

第2 新ジョブ・カード制度の推進体制

1 地域のジョブ・カード運営本部の設置・運営及び地域推進計画の作成等

京都府における新ジョブ・カード制度の普及促進のため、地域のジョブ・カード運営本部を、京都労働局に設置し、国が中心となった関係機関等のより密接な連携・協力体制を構築する。

同本部は、京都労働局の他、有識者、労使団体、地方公共団体（職業能力開発関係部局、教育委員会、商工労働担当部局等）、経済産業局、民間教育訓練機関、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、**キャリア形成サポートセンター（旧：ジョブ・カードセンター）**等で構成する。

同本部において、地域の特性を踏まえた、新ジョブ・カード制度の推進方法、地域内での役割分担、連携体制等の検討を行い、新ジョブ・カード制度の京都府地域推進計画を作成するとともに、当該計画に基づく進捗状況の把握、必要に応じた当該計画の見直しを行う。

特に、新ジョブ・カード制度の推進においては、企業、職業訓練機関、大学・高等専門学校・専修学校、職業紹介事業者、免許・資格の実施・認定機関などの様々な関係者に対して、新ジョブ・カードの役割、活用方法を説明し理解を求め、活用・普及に向けた取組を促すことが重要であり、京都府地域推進計画等に基づき、関係機関が連携し、着実に、これらを実施するとともに、好事例の把握・普及に努める。

2 京都労働局

京都労働局に、職業能力開発施策の担当官を配置するなどの体制整備により、下記の業務を着実に実施することとする。

ア 新ジョブ・カード制度の周知広報、説明等

新ジョブ・カードの活用、普及を促進するため、新ジョブ・カード制度の周知広報等を行う。特に、業界団体、事業主団体、教育訓練機関、職業紹介事業者などの関係者に対して、関係機関とも連携の上、説明会等の様々な機会を活用して、新ジョブ・カードの役割、活用方法を説明し、活用・普及に向けた取組を促す。

その際には、能力開発関係の助成金における新ジョブ・カードの活用のインセンティブ措置、新ジョブ・カードを活用した雇用型訓練に係る助成金、**キャリア形成サポートセンター**での援助、ポータルサイト等における関係情報の提供などの支援措置、また、高年齢者雇用安定法に基づく離職予定者へ事業主が交付する書面の新ジョブ・カードの活用及び同法の規定に該当しない離職予定者に対する同様の書面の交付などの新たな活用方法等についても説明し、活用・普及に向けた取組を促す。

イ 地域のジョブ・カード運営本部の運営

京都府に設置する地域のジョブ・カード運営本部を運営する。

3 公共職業安定所

ア キャリア・プランニングのツールとしての活用促進

公共職業安定所においては、求職者に対して、まとまった時間をかけて、職業相談・紹介を行う際に、生涯のキャリア・プランニングのツールとして、新ジョブ・カードを積極的に活用する。

また、公共職業訓練（離職者訓練）や求職者支援訓練への受講指示等にあたって、訓練の必要性をより明確にするために、キャリアコンサルティングの実施体制の充実・強化を図り、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施を促進する。

イ 新ジョブ・カードを活用する雇用型訓練実施企業の開拓等

新ジョブ・カードを活用する雇用型訓練の実施企業に係る積極的な求人開拓等を行う。

ウ 職業能力証明のツールとしての活用促進

職業能力証明（訓練成果・実務成果）シートを有することを職業紹介等で把握した求職者に対して、当該シートの内容が求人企業に対するアピールポイントになる場合には、当該シート等の活用を促すとともに、必要に応じて、当該応募先企業に対して、選考書類としての活用を促す。

4 **キャリア形成サポートセンター**

ア 地域の企業等への新ジョブ・カード制度の周知・広報

新ジョブ・カード制度の普及・促進に向け、地域の企業、業界団体等に対して、広く周知・広報を行う。

イ 新ジョブ・カードを活用した雇用型訓練実施企業の開拓・支援

地域の企業に対して、新ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施を促す。

また、当該訓練を実施する企業に対して、訓練実施計画の作成支援、訓練担当者・評価担当者への講習、訓練や評価の実施方法に係る助言・指導等を行う。

ウ 新ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価を実施する企業の開拓・支援

地域の企業に対して、新ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価の実施を促す。

また、当該評価を実施する企業に対して、評価基準や「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート」の作成支援、評価担当者への講習、評価の実施方法に係る助言・指導等を行う。

エ 新ジョブ・カードを活用した在職労働者へのキャリアコンサルティング等を実施する企業の開拓・支援

地域の企業に対して、在職労働者への新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等、職業生活設計に即した取組の実施を促す。

また、当該キャリアコンサルティング等を実施する企業に対して、これらの具体的な実施方法に係る助言・指導等を行う。

オ 新ジョブ・カードを応募書類等として活用する企業の開拓等

地域の企業に対して、新ジョブ・カードの応募書類としての活用を促す。

また、採用面接等においてジョブ・カードを積極的に活用する「ジョブ・カード普及サポーター企業」については、採用時での活用とともに、在職労働者に対する活用（実務経験の評価での活用又はキャリアコンサルティング等での活用又は雇用型訓練での活用又は離職予定者への新ジョブ・カードを活用した書面交付）を行っている企業とし、当該企業の開拓を行うとともに、当該企業をHP等に掲載し周知する。

5 （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県、委託訓練・求職者支援訓練実施機関

公共職業訓練（在職者訓練を除く。）及び求職者支援訓練において、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング及び訓練成果の評価を着実に実施する。

また、作成した新ジョブ・カードについて、訓練生に対して、その内容が求人企業に対するアピールポイントとなる場合、応募書類としての活用について説明し理解を求めるとともに、訓練生の応募先企業に対して、必要に応じて、公共職業安定所等と連携して、企業が指定する履歴書等に追加して応募書類の1つとして受け付けるよう説明し理解を求める。

6 その他の教育訓練機関

職業能力形成プログラム以外の教育訓練について、当該成果の評価の「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート」への記入を促進する。

7 大学等

新ジョブ・カードを、各大学、高等専門学校、専修学校等の状況を踏まえて、必要に応じて、学生のキャリア・プランニングのツールとして、キャリア教育プログラムの実施、学内のキャリア・センターでの就職指導等の際に活用する。

8 企業

新ジョブ・カードを、各企業の状況を踏まえて、必要に応じて、キャリア・プランニング及び職業能力証明のツールとして活用する。

9 地域若者サポートステーション等

地域若者サポートステーション、ジョブカフェの状況を踏まえて、必要に応じて、新ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング等を実施する。

10 職業紹介事業者

職業紹介事業者の状況を踏まえて、必要に応じて、履歴書等に加えて、電子媒体等の新ジョブ・カードを応募・採用時の書類として活用する。